

# 行政財産の目的外使用許可に伴う電気料等必要経費の徴収基準

令和元年 10 月 1 日

このことについて、下記のとおり定める。

## 記

### 第 1 徴収する経費

- 1 光熱水費  
電気、上下水道及び冷暖房（空気調和を含む。以下同じ。）に要する経費
- 2 管理費  
会館内の保守、設備機器その他の管理に要する経費

### 第 2 徴収基準

- 1 光熱水費
  - (1) 子メーター（管理者が設置するこれに類するものを含む。以下同じ。）が設置されている場合
    - ① 電気及び上下水道（本館及び別館共通）  
毎月、次により算出された子メーターによる使用料相当額を徴収すること。  
$$\text{その月の支払料金総額} \times \frac{\text{子メーターに係るその月の使用量}}{\text{その月の使用量}}$$
    - ② 冷暖房（本館と別館では徴収方法が異なる）
      - ア 本館 管理費に含まれるものであること。
      - イ 別館 毎月、子メーターにより算出された額を徴収すること。

#### (2) 子メーターが設置されていない場合

- ① 電気（本館及び別館共通）
  - ア 自動販売機等に係る電気  
毎月、自動販売機など電力消費量が専ら当該機器の 1 時間当たり電力消費量（Wh）により一定のものについては、次の表によって定額（月額）料金とし徴収すること。  
なお、公衆電話の使用電気料については、極めて低額であることから徴収しないものであること。

自動販売機の時間当たりの電力消費量（Wh）	1 か月の電気料金（円）	
	福利厚生に資するもの	左以外のもの
50Wh 以下	530	690
100Wh 以下	1,070	1,380
200Wh 以下	2,140	2,760
300Wh 以下	3,220	4,140
400Wh 以下	4,290	5,520
500Wh 以下	5,370	6,900

- (注) 1 500Wh を超えるものについては、100Wh までごとに「福利厚生に資するもの」にあつては 1,070 円、「左以外のもの」にあつては 1,380 円を加算すること。
- 2 月の途中における設置又は取り外しは、日割計算とすること。
  - 3 時間当たりの電力消費量とは、当該機器の定格消費電力をいう。

イ 自動販売機等以外に係る電気  
電灯容量割で使用に要する経費の額を徴収すること。

② 冷暖房（本館のみ）

原則として、「新潟県自治会館本館の冷暖房運転管理について」（平成 16 年 6 月 9 日制定）以外において運転した場合には、経費を徴収することとし、次により算出されたガス（冷暖房用の燃料として使用するもの）の使用に要する経費の額を徴収すること。

$$\text{その月の支払料金総額} \times \frac{\text{当該時間に使用したガス使用量}}{\text{その月のガス使用量}}$$

2 管理費

(1) 福利厚生施設として業務を行う食堂の場合

毎月、次により算出された額の 1/12 を徴収すること。

$$\text{当該年度における会館の清掃、設備管理、} \times \frac{\text{食堂の占有面積}}{\text{新潟県自治会館の延面積}}$$

昇降機点検及び警備に要する経費の総額

(2) その他の場合

新潟県自治会館条例（平成 18 年条例第 25 号）第 7 条に定める共益分担金に相当する額を徴収すること。

第 3 収納

- 1 光熱水費は、各月ごとに収納すること。
- 2 管理費は、新潟県自治会館条例及び関係規則の規定により収納すること。

第 4 その他

この基準に定めるもののほか、行政財産の目的外使用許可に伴う電気料等必要経費の徴収基準については、新潟県の取扱いの例による。

第 5 実施時期

この基準は、令和元年 10 月に要する経費に係る徴収から実施する。